



除染・中間貯蔵施設等の 現状について

平成28年3月27日

環境省

目 次

1. 除染関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 中間貯蔵施設関係・・・・・・・・・・・・・・・・8
3. 廃棄物関係・・・・・・・・・・・・・・・・17

1. 除染關係

国直轄除染の進捗状況地図 (平成28年2月15日時点)



<避難指示が解除された市町村>

市町村	避難指示解除日
田村市	平成26年4月1日
川内村の一部 (旧避難指示解除準備区域)	平成26年10月1日
楡葉町	平成27年9月5日



国直轄除染の進捗状況概要 (平成28年2月15日時点)

主なトピックス

- 1日あたり最大11,900人規模（平成28年2月1日～15日）で除染を実施中
- 南相馬市（宅地）、富岡町（宅地）、双葉町（宅地、農地、森林）の実施率が90%に到達

1. 面的除染を実施中の市町村（平成29年3月までに全ての除染を終了することが目標）

	仮置場等の確保 注1,3	除染の同意取得 注3	実施率 (%) 注2,3			
			宅地	農地	森林	道路
飯舘村	確保済み	ほぼ終了	100	55	86	48
南相馬市	ほぼ確保	約9割	92 (87)	33	53 (50)	39 (31)
浪江町	約8割	約9割	44 (37)	36	61 (55)	68 (67)
富岡町	確保済み	ほぼ終了	93 (86)	85 (78)	100	98 (97)
双葉町	確保済み	ほぼ終了 (約9割)	91 (87)	97 (84)	99 (38)	61 (19)

2. 面的除染が終了した市町村

	除染終了時期 注4
田村市	平成25年 6月
楡葉町	平成26年 3月
川内村	平成26年 3月
大熊町	平成26年 3月
葛尾村	平成27年12月
川俣町	平成27年12月 注5

注1) 仮置場の確保率は、必要とされる仮置場面積に対し、借地契約済みの仮置場面積が占める割合。除染工事の進捗に応じて、仮置場の必要面積の増減が発生することがあり、その場合、確保率の割合が増減することがある。

注2) 実施率は、当該市町村の除染対象の面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合。「除染対象の面積等」「一連の除染行為が終了した面積等」は、いずれも今後の精査によって変わりうる。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。

注3) 「仮置場等の確保」「除染の同意取得」「実施率」欄の括弧内は前月時点のもの。前月から変化がない場合、括弧書きは省略。

注4) 除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した時期を記載。なお、同意を得られず面的除染の対象とならなかった場合でも、最終的に同意が得られれば除染を実施する予定。

注5) 平成27年9月の豪雨災害で被災した農地の一部等を除く。

汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況

市町村が中心に除染を行う地域についても、福島県内の36市町村において、除染実施計画に基づく措置等を実施しているところ。子どもの生活環境を含む公共施設等の除染については、約9割、住宅は約8割の進捗があるなど、着実に除染が進んでいる。

○福島県内

平成28年1月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		計画策定済		策定なし
		完了	除染作業中等	
福島県	39		福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町、田村市、南相馬市、川俣町、川内村(36)	柳津町、矢祭町、塙町(3)
計	39	0	36	3

福島県内 (平成28年1月末現在)	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	ほぼ発注済み	約9割
住宅	約9割	約8割
道路	約7割	約5割
農地・牧草地	約9割	約8割
森林(生活圏)	約6割	約6割

注: 福島県が行った調査結果を基に作成。

: 計画数は、今後の精査によって変更されることがある。

除染等の実施に係るリスクコミュニケーション等について

除染等の実施に際し、関係する住民及び国民の理解を得るため、除染や放射線に関する最新の情報を正確かつ分かりやすい形で発信するとともに、ツールの提供や専門家の派遣等により、関係地方公共団体が行う住民説明等を支援

総合的・基礎的な情報提供

■ ウェブサイト（除染情報サイト、中間貯蔵施設情報サイト等）

■ コールセンター（お問い合わせ窓口、不適正除染110番）

除染情報プラザ（福島県と共同で運営する除染の情報拠点）

■ 地域との双方向のコミュニケーションにより、除染や放射線の最新情報を発信

○館内展示、移動展示

除染等の方法や進捗、放射線の基礎知識に関する館内展示、住民説明会・地域イベントに合わせた出張展示を実施

○市町村等の支援

除染実施市町村等の要望を汲み取り、除染や住民説明の効果的実施に資する情報・ツールを提供

○セミナー・シンポジウム開催

地域のNPOや学生等と連携し、住民が主体的に学び、意見交換できる機会・場を提供（「ポジティブ・カフェ」等）

○専門家派遣

市町村や地域コミュニティ、学校等の要望を受けて専門家を派遣し、基礎知識の説明や除染方法に関するアドバイス等を実施



情報提供ツール（パンフレット、映像等）

■ 除染等の実施及び放射線の基礎的な内容に関する資料を作成・展開

○施策説明パンフレット・映像等（テーマ：除染、仮置場、中間貯蔵施設、輸送等）

○その他、除染・放射線に関する分かりやすい情報提供ツール

「なすびのギモン」シリーズ（TV、マンガ）：

除染や放射線に関する日頃の疑問について福島県出身の「なすび」氏が専門家に取材



メディアとの連携

■ 福島県地元メディア（新聞・テレビ・ラジオ）と連携し、除染等への理解を深めるための情報を県内に広く発信

○サンクスヘルメット

・県内メディア8社共催の広告企画（ONEふくしま）にて実施

・小中学生から除染作業員への応援と作業員からのお返し企画

○福島再生。

・除染等に取り組む地域の姿を地元紙で発信



広く国民への普及啓発

■ 除染やその結果、除染後の地域の状況に関する正しい理解を醸成するための情報を、福島県外も含めて広く発信



除染終了後の水田で収穫されたお米のPR（H25～ 中央合同庁舎5号館食堂等）



「福島再生。」展示企画（H27.3 東京丸の内 行幸地下ギャラリー）

福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組

- 平成28年3月に、「**福島森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム**」において、復興庁、農林水産省、環境省の関係省庁が連携して、「**福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組**」を取りまとめ。
- 福島県の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、県民の理解を得ながら、関係省庁が連携して、以下の取組を総合的に進めていく。

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- ・ 住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施
- ・ 必要な場合に、三方を森林に囲まれた居住地の林縁から20m以遠の森林の除染や土壌流出防止柵を設置するなどの対策を実施

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・ 地元の要望を踏まえ、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所について適切に除染を実施
- ・ 広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実施
- ・ 避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- ・ 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進
- ・ 作業員向けにわかりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成

II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

- ・ 森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続

III. 情報発信とコミュニケーション

- ・ 森林の放射性物質に係る知見など、森林・林業の再生のための政府の取組等について、ホームページ、広報誌などへの掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供
- ・ 専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行い、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続

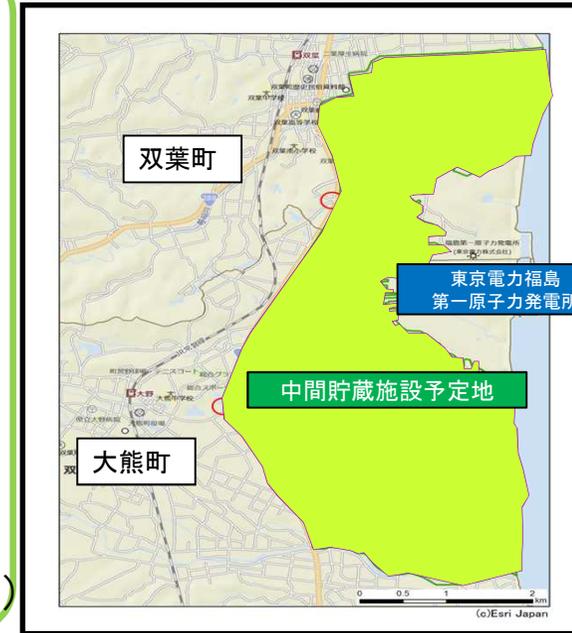
2. 中間貯蔵施設関係

中間貯蔵施設の最近の動きについて

中間貯蔵施設の概要

- 福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。※約1,600万～約2,200万 m^3 と推計(東京ドームの約13～18倍に相当)
- 現時点で最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。(面積:約16 km^2)
 - 福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵
 - 国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定(改正JESCO法:平成26年11月成立)

<中間貯蔵施設予定地>



最近の主な動き

平成27年 2月 福島県知事、大熊・双葉両町長から搬入を受入れる旨を国に伝達

3月 パイロット(試験)輸送を開始

・安全かつ確実な輸送の確認のため、概ね1年程度をかけて、43市町村から約1000 m^3 程度ずつ輸送

平成28年 2月 平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針を公表

・28年度から本格的な施設整備に着手するとともに、本格輸送を開始し段階的に輸送量を増加
(平成28年度輸送量15万 m^3 程度)

3月 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」を公表

地権者の状況について

【地権者】

土地所有者・建物所有者

登記記録 2,365人 ※1

※1 建物以外の物件のみの所有者等の存在、相続の発生等もあるため、今後、地権者数は増加

連絡先を把握している地権者 現在の把握数 約1,390人

●連絡先を把握している地権者の所有地の面積の合計は、約1,420ha(うち、公有地(国、県、町等の所有地)等の面積は、約330ha)となっている。全体面積(約1,600ha)に対して、約89%となっている。

連絡先を把握できていない地権者 約980人

土地のみを所有している方 約240人

建物等を所有している方 約1,150人

個別訪問している方等 約1,240人

土地のみ:約210人

建物等を所有:約1,030人

戸籍、住民票情報等により、連絡先確認

死亡されている方等 約900人

- ・死亡されている方:約580人
- ・登記記録の所有者の記載が氏名のみ 約190人
- ・登記名義人が戸籍に該当なし 約130人

詳細について確認

対応策について検討

郵送や電話連絡への応答がない方 約80人

建物等の物件調査についての協力要請

建物等の物件調査の承諾を得ている件数 約960件

現地調査済 約870件

物件調査結果に基づく補償金額の算定～補償額提示～説明を継続

順次補償額を提示、説明を継続

契約実績 69件※2 契約 ●約18.5ha

※2 土地のみ:28件、建物等あり:41件。土地売買:64件、地上権設定:5件。

(注) 数値については概数であるため、合計と一致しない場合がある。

パイロット(試験)輸送と保管場(ストックヤード)について

【パイロット(試験)輸送】

- 大量の除染土壌等を輸送する段階に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、平成27年3月から概ね1年間程度かけて福島県内43市町村から現地状況に応じて概ね1,000m³程度を輸送。
- パイロット(試験)輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。
- 全43市町村のうち、41市町村については、既に終了(平成28年3月25日時点)

【パイロット(試験)輸送の検証】

有識者からなる検討会等の意見等も踏まえ以下のとおり評価。

- パイロット(試験)輸送前に準備した安全対策等は概ね想定どおり機能。輸送中も、改善策を随時講じることで、安全かつ確実な輸送を実施できていると評価。
- 今後の輸送については、検証により抽出した対策や課題等を踏まえ、より安全かつ確実に実施。

【保管場(ストックヤード)】

パイロット輸送で搬入した除染土壌等を中間貯蔵施設予定地内の保管場(ストックヤード)に保管。

- 保管容量：合計5万m³程度
- 保管量 計約4.5万m³(平成28年3月25日時点)
 - 大熊町保管場：約2.3万m³
 - 双葉町保管場：約2.2万m³
- スクリーニング結果
 - 保管場等から退出した工事関係車両は全て基準値(13,000cpm)未満であることを確認。



保管場への定置作業

平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針

平成28年2月19日公表

I 用地取得

○体制を更に強化し、丁寧な説明を尽くしながら、用地取得に全力で取り組む。

II 施設整備

○本格施設(受入・分別施設、土壌貯蔵施設、仮設焼却施設)について、平成28年度から整備に着手。用地取得を加速化し、施設を順次、拡張・展開。

○福島の復興に向けて除染土壌等の継続的な搬入が可能となるよう、中間貯蔵施設内の保管場の整備を実施(既存の保管場の残容量も活用)。

III 輸送

○平成28年度の輸送量(15万m³程度)に対応する道路補修等の対策を平成27年度中に実施し、平成28年度から段階的に本格輸送を開始。

○ピーク時を含めた各輸送期間の輸送量及び輸送台数を想定した上で、当該輸送台数に対応した道路交通対策を、段階的な輸送量の拡大に先立って実施。

—今後の輸送ルートを具体的に構想し、復興等に向けて整備されるIC供用開始後にピーク時輸送へ移行できるよう準備

○以下を考慮し、輸送期間毎の各市町村からの搬出量を設定。

①各市町村に均等に配分した基礎量、②立地町である大熊町・双葉町等への配慮、③発生量等に応じた傾斜配分

中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」①

○用地取得や施設整備に全力を尽くすことにより、「復興・創生期間」の最終年であり、復興五輪と位置づけられる2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までに、500万～1250万 m^3 程度の除染土壌等を搬入できる見通し。これにより、

①少なくとも、身近な場所にある除染土壌等^(注1)に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指す。

(注1) 住宅、学校などにおける現場保管量 約180万 m^3 (平成27年12月31日時点の実績値)

②さらに、用地取得等を最大限進め、幹線道路沿いにある除染土壌等^(注2)に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指す。

(注2) 高速道路沿道から500m/国道・県道沿道から100m以内の仮置場の保管量 約300万～500万 m^3
(推計値)

※ 実際に、どの仮置場等から順番に搬出するかは各市町村の判断による。

※ 本見通しは、中間貯蔵事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」②

年度		用地取得(累計)	輸送量(累計)	除染土壌等の発生量(累計) <>は焼却前の量
27	27年3月 搬入開始	22ha程度 ※実績値(平成28年3月25日時点)	5万m ³ 程度	<1060万m ³ 程度> ※実績値(平成27年12月31日時点) ※保管量と搬出済量の合計値
28		140~370ha程度	20万m ³ 程度	約1600万~2200万m ³ <約1870万~2800万m ³ > ※平成25年7月時点の除染実施計画等に基づく推計値
29		270~830ha程度	50万~70万m ³ 程度	以下のうち、中間貯蔵施設以外で処理が困難なものについては搬入することとなるが、上記の除染土壌等の発生量には含まれていない。 ①特措法外土壌等70万m ³ 程度 ②中間貯蔵施設整備に伴い発生する廃棄物40万m ³ 程度(①②ともに焼却後。今後大幅な増減の可能性あり) ③その他現時点で定量的な推計が困難な帰還困難区域の除染、現在の除染計画終了後のフォローアップ除染等
30	相馬福島道路霊山~相馬IC開通(目標) 大熊IC整備完了(目標)	400~940ha程度	140万~250万m ³ 程度	
31	双葉IC整備完了(目標)	520~1040ha程度	300万~650万m ³ 程度	
32	7月 東京オリンピック・パラリンピック	640~1150ha程度	500万~1250万m ³ 程度 (6月まで:350万~800万m ³ 程度)	

※ 本見通しは、中間貯蔵事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

<推計の考え方>

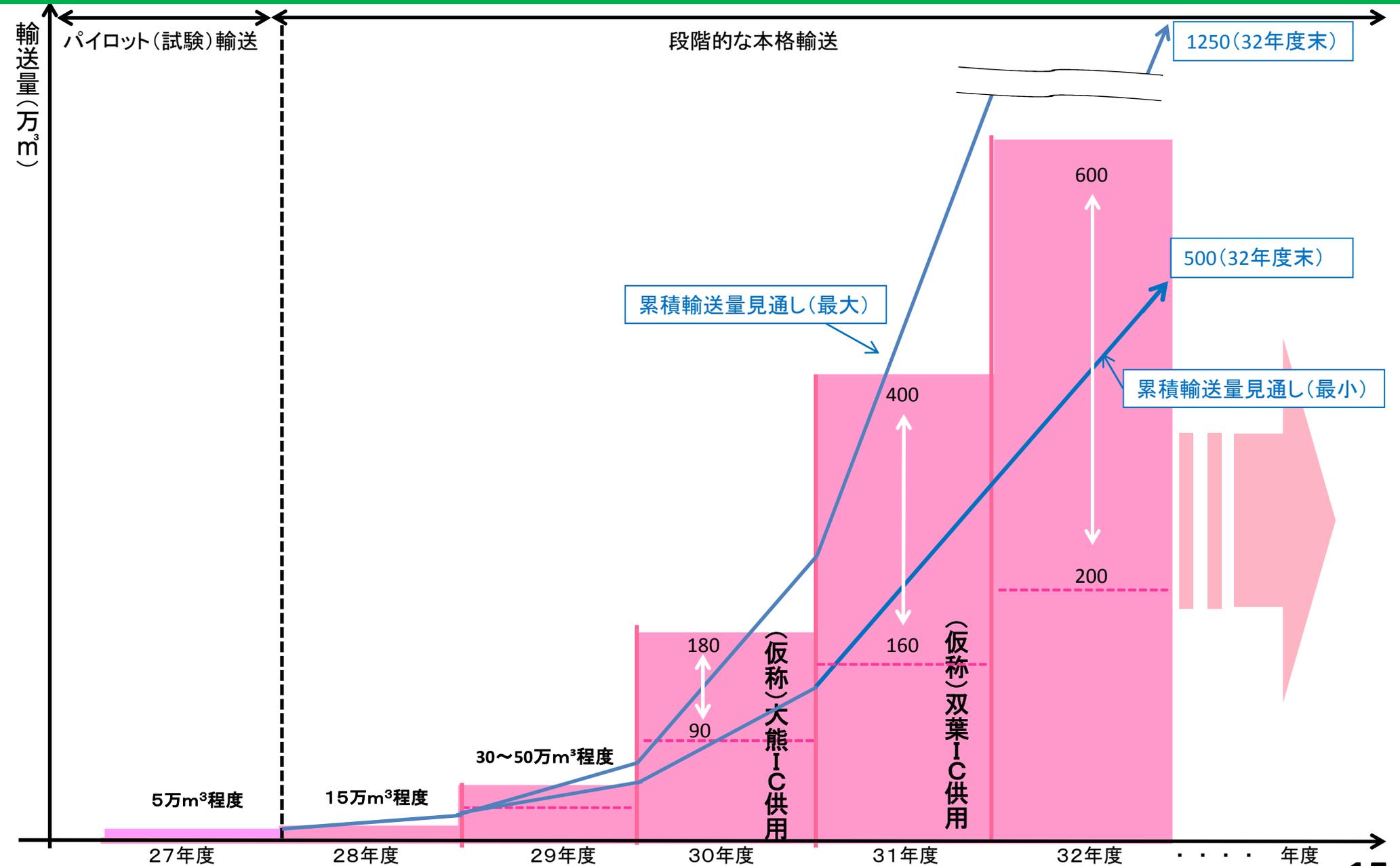
○用地取得については、これまでの地権者の皆様への説明状況等を踏まえ、幅をもって推計。

○施設整備については、まとまった面積が必要であるため、取得面積のうち3分の2を施設整備に使用できると想定。搬入可能量は、保管場1万m³/ha、貯蔵施設14万m³/5haとし、保管場から徐々に貯蔵施設に移行する想定。

○事業者との契約から施設稼働までに要する概ねの期間:保管場3ヶ月、受入・分別6ヶ月、貯蔵12ヶ月、焼却18ヶ月

○大熊・双葉IC等の道路インフラ整備が計画的に進むことを前提に、道路ネットワーク面からの最大輸送可能量は、大熊・双葉IC供用開始前は200万m³/年、大熊IC供用開始後双葉IC供用開始前は400万m³/年、大熊・双葉IC供用開始後は600万m³/年と推定 **14**

中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」のイメージ

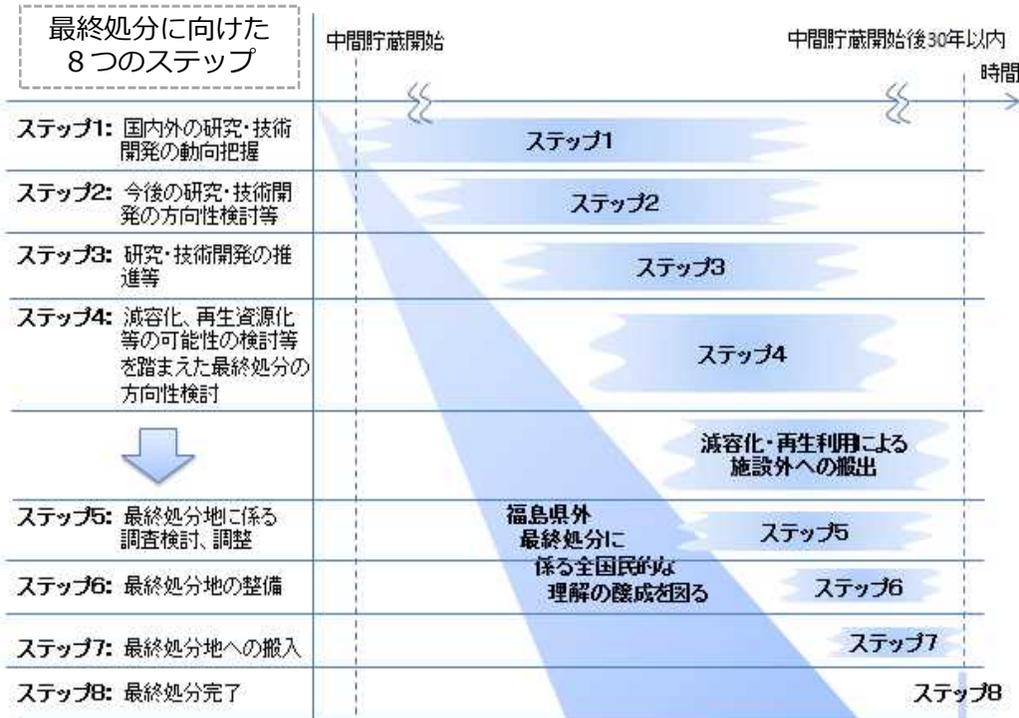


除去土壌等の県外最終処分に向けた取組について

最終処分に向けた8つのステップと技術的検討

- 除去土壌等の県外最終処分に向けては、8つのステップに沿って取組を進めていく。
- 平成27年7月に有識者からなる検討会を立ち上げ、減容・再生利用技術開発や、再生利用の考え方等の検討を進め可能な部分から順次、減容処理、再生利用等を進めることとしている。

⇒ 技術的検討・取組を踏まえ、最終処分量、放射能濃度、処分場の構造・面積等について一定の見通しを立て、最終処分地に係る調査検討・調整等につなげる。



減容・再生利用技術開発戦略骨子（案）

平成27年12月、有識者からなる検討会において「減容・再生利用技術開発戦略骨子（案）」を公表。
平成28年3月30日に予定されている検討会において、とりまとめる予定。

<主な内容>

- 減容技術等の活用により除去土壌等処理し、再生利用の対象となる土壌等（浄化物）の量を可能な限り増やし、最終処分量の低減を図る。
- 減容・再生利用を実施するための基盤技術の開発を、今後10年程度で一通り完了する。
- 浄化物の再生利用の実現に向けて、安全・安心に対する全国的な理解の醸成を図る。 再生利用先の創出や社会的受容性に関し、関係府省庁等とも連携して取組を図る。

3. 廢棄物關係

福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理進捗状況(H28.3.4現在)

対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月26日一部改定)に基づき、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、災害廃棄物等の処理を実施中。

【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

○檜葉町、川内村、大熊町、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村及び双葉町の8市町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了(平成26年度末)。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

平成28年1月末現在、約74万トン搬入完了(平成28年1月時点で、帰還困難区域を除いて約116万5千トンと推定)。



撤去前(平成26年1月)



撤去後(平成27年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

【津波がれきの撤去状況】

○旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、平成28年3月中に仮置場への撤去を完了する予定。

【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	飯舘村(小宮地区)、川内村、富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村(蕨平地区)
建設工事中	檜葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町



飯舘村蕨平地区の仮設焼却施設(平成28年1月)

※田村市については既存の処理施設で処理中。

福島県(対策地域を除く)における災害廃棄物等の代行処理進捗状況(H28.3.4現在)

災害廃棄物処理特別措置法に基づき、4市町から災害廃棄物(可燃物)の代行処理の要請を受け、国が処理を実施中。

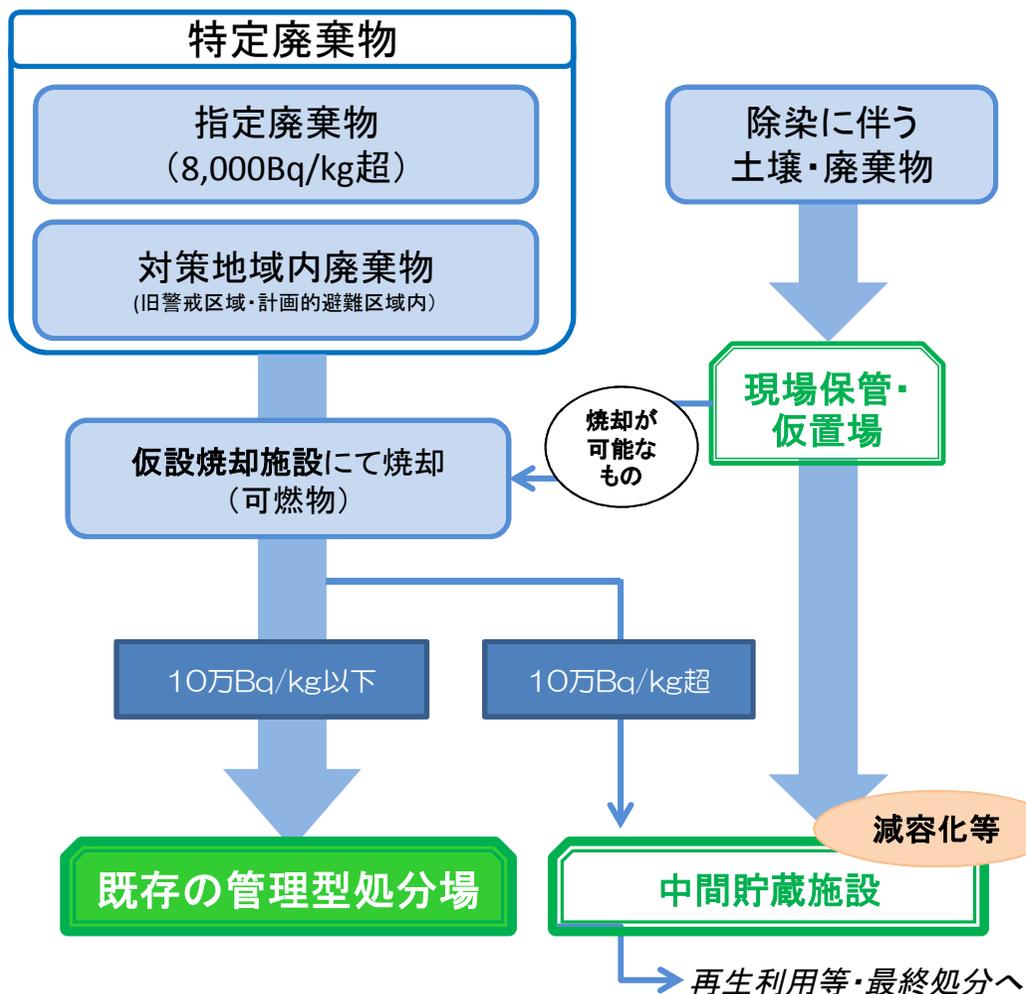
【相馬市、新地町】 平成26年11月に可燃物の処理を完了し、仮設焼却施設の解体撤去工事中。

【広野町】 仮設減容化処理施設において、減容化処理実施中。

【南相馬市】 仮設焼却施設の建設工事中。平成28年4月から処理開始予定。

福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場における 下水污泥減容化実証事業

平成26年10月末、保管污泥等の減容化処理を完了。平成28年3月末には施設の解体完了予定。



福島県県中浄化センター(郡山市) における下水污泥減容化実証事業

平成26年3月、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。



福島県鮫川村における 農林業系副産物等処理実証事業

平成27年7月末をもって、農林業系副産物等の焼却を終了。



福島県飯舘村蕨平地区における 可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村及び村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業。平成28年1月に仮設焼却施設の運転を開始。同年4月には併設の資材化施設についても運転を開始する予定。



管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

活用に係る受入れ要請

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楡葉各町及び福島県に受入れを要請
- H27. 6. 5 福島県・富岡町・楡葉町に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえ、施設の国有化を含む国としての考え方を提示
- H27. 8.25 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県・富岡町・楡葉町から国に申入れ
- H27.11.16 福島県・富岡町・楡葉町に対して、8月の県及び2町からの申入れ等を踏まえた国としての考え方を提示
- H27.12. 4 県知事、両町長より、苦渋の決断であるが、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業を容認する旨、国に伝達がなされる



フクシマエコテッククリーンセンター

※富岡町に位置（搬入路は楡葉町）

【施設概要】

- ・ 処分場面積：約9.4ha
- ・ 埋立容量：約96万 m^3 （埋立可能容量：約65万 m^3 ）

- 汚染廃棄物対策地域
- 帰還困難区域
- 居住制限区域
- 避難指示解除準備区域

埋立対象物

- 双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約 2.7万 m^3 >
- 対策地域内廃棄物等 <約44.5万 m^3 >
- 福島県内の指定廃棄物 <約18.2万 m^3 >

福島県、富岡・楡葉町からの申入れ(H27.8.25)の概要

1. 安全・安心の確保...住民の不安を和らげるための具体策、施設管理並びに安全協定の考え方、搬入ルート of 安全・環境対策を示すこと
2. 地域振興策の具体化...地域振興策に対する国の考え方、自由度の高い交付金について示すこと、国が財源確保を行い両町が望む地域の将来像の実現を図ること

H27.8.25の申入れを踏まえた国の考え方(H27.11.16)の概要

1. 安全・安心の確保
 - ・セメントを利用した雨水浸透抑制、情報公開拠点の新設等、住民不安を和らげる対応策
 - ・埋立完了後もモニタリング等を継続し、国が国有地とし責任をもって適切に管理
 - ・国と県及び2町で安全協定を締結し、国と地元行政区でも締結
 - ・既存の町道を新たな搬入ルートとして整備し、舗装の点検、待避所の設置等を実施
2. 地域振興策の具体化
 - ・2町が実施する事業の具現化に対して、国として全力を挙げた支援の実施
 - ・極めて自由度の高い交付金について、県に協力をお願いしつつ、適切に対応
 - ・2町の将来計画の実現に向けて必要な支援を最大限実施

